

兵庫県公報

平成24年2月24日 金曜日 第2365号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 保安林の指定予定の変更（豊かな森づくり課）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 洲本都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○ 同上（同）	5
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	5

公 告

○ 広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ（広報課）	5
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	7
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	8

告 示

兵庫県告示第201号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成24年2月24日

兵庫県知事 井戸敏三

倭文土地改良区

退任役員

役員区分

理事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏名

齋藤良樹

武田茂

坂本頼保

南佳宏

南宏明

倉本幸彦

中永好宏

三明正典

端智彦

小石雅寛

松下守男

藤原久夫

的場安正

小西正文

船越修治

小西保吉

船越宏明

居内義和

村瀬祐一

長手松男

船越治男

住所

南あわじ市倭文流150番地2

同 市倭文流249番地

同 市倭文流383番地

同 市倭文流209番地

同 市倭文流212番地

同 市倭文流144番地

同 市倭文流139番地2

同 市倭文流134番地

同 市倭文流115番地

同 市倭文流8番地1

同 市榎列山所1420番地1

同 市倭文高301番地

同 市倭文高145番地

同 市倭文高137番地

同 市倭文高245番地

同 市倭文高321番地

同 市倭文高334番地1

同 市倭文高306番地2

同 市倭文高278番地

同 市倭文流110番地4

同 市倭文高282番地1

同	菱池正幸	同	市倭文高325番地
就任役員			
役員の区分	氏名		住所
理事	齋藤良樹		南あわじ市倭文流150番地2
同	武田茂	同	市倭文流249番地
同	坂本頼保	同	市倭文流383番地
同	南佳宏	同	市倭文流209番地
同	南宏明	同	市倭文流212番地
同	倉本幸彦	同	市倭文流144番地
同	中永好宏	同	市倭文流139番地2
同	三明正典	同	市倭文流134番地
同	端智彦	同	市倭文流115番地
同	小石雅寛	同	市倭文流8番地1
同	松下守男	同	市榎列山所1420番地1
同	藤原久夫	同	市倭文高301番地
同	的場安正	同	市倭文高145番地
同	小西正文	同	市倭文高137番地
同	船越修治	同	市倭文高245番地
同	小西保吉	同	市倭文高321番地
同	船越宏明	同	市倭文高334番地1
同	居内義和	同	市倭文高306番地2
同	村瀬祐一	同	市倭文高278番地
監事	長手松男	同	市倭文流110番地4
同	船越治男	同	市倭文高282番地1
同	菱池正幸	同	市倭文高325番地



兵庫県告示第202号

平成24年兵庫県告示第102号(保安林の指定予定)で告示した保安林予定森林について、次のように変更する。
平成24年 2月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

宍粟市千種町下河野字宮ノ下596の1から596の3まで、596の7から596の16まで、596の18、596の19、596の22、596の24から596の27まで、596の37、596の38、643の2、字荒堀692の1から692の3まで、692の5から692の8まで、692の10

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮ノ下596の7・596の10・596の14・596の18・596の25・字荒堀692の2（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第203号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 2月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 キャタピラージャパン株式会社 明石事業所
 明石市魚住町清水1106番地4
 執行役員明石事業所長 井 尻 栄 治
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 キャタピラージャパン株式会社 明石事業所
 明石市魚住町清水1106番地4
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	63号ホ 廃ガス洗浄施設		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	コントロールバルブ・減速機 8,280台/月		同 左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後30日		同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時30分～18時30分、20時～翌5時 17時間		同 左	
使用時間の季節的変動の概要		な し		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	5～7	5～7	5.03	5.03
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	170	170
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,000	1,000	1,600	1,600
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	800	800	700	700
	窒素含有量 (単位 mg/L)	—	—	1,600	1,600
	りん含有量 (単位 mg/L)	—	—	3,600	3,600

	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	300	300	200	200
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0	7.8	0	10.2

備考 既設特定施設を廃止するとともに汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成24年 2月24日から同年 3月16日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び明石市環境部環境保全課



兵庫県告示第204号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年 2月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
洲本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
洲本都市計画道路事業
3. 5. 334号物部曲田塩屋線
3. 5. 735号汐見線
- 3 事業施行期間
変更前 平成9年11月11日から平成24年 3月31日まで
変更後 平成9年11月11日から平成25年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年 2月24日から供用を開始する。

その関係図面は、平成24年 2月24日から 2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年 2月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 岩屋生野線	神崎郡神河町大畑字西垣内99番1から 同 郡同 町大畑字西垣内102番1まで	旧	5.0から 6.0まで	72.0	
		新	7.0から 8.0まで	72.0	

県道 田 口 福 田 線	神崎郡福崎町田口字春日裏104番10から 同 郡同 町田口字春日裏104番11まで	旧	3.0から 11.0まで	114.0
		新	6.0から 22.0まで	114.0
県道 田 口 福 田 線	神崎郡福崎町田口字車谷口198番1から 同 郡同 町田口字西垣内210番1まで	旧	3.0から 6.0まで	85.0
		新	5.0から 9.0まで	85.0



兵庫県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年2月24日から供用を開始する。

その関係図面は、平成24年2月24日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年2月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 洲 本 五 色 線	洲本市五色町鮎原南谷字久保ノ向729番から 同 市五色町鮎原南谷字長戸155番1まで	旧	7.0から 15.0まで	189.0	
		新	9.0から 17.0まで	188.0	



兵庫県告示第207号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、稲美町国岡西部土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年2月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 事業施行期間
変更前 平成15年8月29日から平成24年3月31日まで
変更後 平成15年8月29日から平成26年3月31日まで
- 2 変更認可の年月日
平成24年2月13日

公 告

広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ

平成24年度における広報デザイン室業務の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成24年2月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 趣旨
兵庫県（以下「県」という。）及び県関係団体が発行する広報刊行物、ホームページデザインの質的な向上を図る「広報デザイン室」の業務を委託するため、企画提案コンペを実施する。

2 企画提案コンペの概要

(1) 名称

広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ

(2) 方法

広報刊行物の紙面構成に対する提案及びホームページのデザイン構成に対する提案並びに業務の実施体制に関する提案を求める。

(3) 提案の対象

ア 広報刊行物の原稿・レイアウト案に対する修正案

(別途修正する広報刊行物を配布する。)

イ ホームページのデザイン案に対する修正案

(別途修正するホームページデザイン案を配布する。)

ウ 業務の実施体制に関する企画案

(4) 主催者及び事務局

ア 主催者

県

イ 事務局

兵庫県企画県民部広報課企画調整係

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号(兵庫県庁第2号館4階)

電話(078)362-3018(直通) F A X (078)362-3903

E-mail:kouhouka1@pref.hyogo.lg.jp

3 応募者の資格

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる各号の全てに該当する者とする。

- (1) 広報刊行物の編集企画及び制作に当たり、媒体の選定、文章表現、紙(誌)面の構成、レイアウトの作成、写真及びイラストの選定・配置等にわたって質の高い紙面づくりができること。
- (2) 広報刊行物を制作し、発行しようとする県及び県関係団体の職員に対して、質の高い紙面づくりを分かりやすく指導助言できること。
- (3) 県ホームページの作成に当たり、見出し、文章表現、配色及びレイアウト等の指導助言ができること。
- (4) 県政や県内の地域事情について一定の知識を有すること。
- (5) 上記(1)から(4)までにに関する知識と技能を有する者を、兵庫県企画県民部広報課長(以下「広報課長」という。)が指定する場所及び日時に2名以上派遣できること。
- (6) 指導助言の内容を、広報課長に毎月、文書により報告できること。
- (7) 業務の内容について守秘義務を遵守できること。
- (8) その他広報課長の指示に柔軟に対応できること。

4 応募手続

(1) 募集要項の配布

ア 配布方法

平成24年度広報デザイン室業務の委託業者選定に係る企画提案コンペ募集要項(以下「募集要項」という。)は、事務局において配布する。

イ 配布期間

平成24年2月24日(金)から同年3月2日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(2) 応募図書受付

ア 受付方法

事務局に持参すること。

イ 受付期間

平成24年3月5日(月)から同月12日(月)午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

5 募集要項の内容に関する質疑及び回答の手続

(1) 質疑

ア 質疑の方法

所定の質疑応答用紙(様式1)により、事務局に郵送、メール又は持参すること。

イ 質疑受付期間

平成24年2月24日(金)から同年3月5日(月)午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

- (2) 回答
平成24年3月7日（水）までに質疑者に郵送する。
- 6 応募図書等
- (1) 応募図書
- ア 応募申込書（様式2）
イ 法人概要
ウ 修正案の作品（各8部。そのうち7部はカラーコピーも可。）
エ 修正案の説明書
オ 業務実施体制の企画案
カ 受託予定業務に係る見積書
審査の必要上、後日、追加の資料を要求することがある。
- (2) 応募図書の著作権の帰属
応募図書の著作権は、応募者に帰属する。
- (3) 応募図書の提出後の取扱い
- ア 応募図書は、非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表するものとする。
イ 応募図書は、返却しない。
- 7 応募に要する費用
応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- 8 当選者の決定及び発表の方法
- (1) 審査及び選考方法
提案内容の審査及び当選者の選考に当たる選考委員会において審査の上、最も優れた企画提案を選定し、それに基づき、県は当選者を決定する。
なお、場合によっては、上位候補者に対し、説明を求めることがある。
- (2) 当選者等の通知
応募者全員に、応募件数、応募者及び当選者の名称を文書で通知する。
- 9 当選者の当選後の取扱い
所定の手続を経た後、当選者に平成24年度における広報デザイン室業務を委託する。
- 10 その他の応募条件等
募集要項による。



特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成24年2月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請受付年月日 平成24年1月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ウエイズ・ジャパン

イ 代表者の氏名 大森 佳代子

ウ 主たる事務所の所在地 明石市二見町東二見1333番地の6 メゾンハイブリッジ301号

エ 定款に記載された目的

この法人は、幼児から高齢者までの幅広い世代の人々に対して、学術、文化、芸術及びスポーツの振興事業を行い、高いレベルの教育と文化を何人でも平等に享受できる「真の成熟社会」を実現し、まちづくりの推進と子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成24年1月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人みんなでネットワークういっくす播磨

イ 代表者の氏名 諸 鹿 良 治

ウ 主たる事務所の所在地 加古郡播磨町北野添2丁目20番21号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、地域の子育てを支援する地域住民や関係機関と連携し、子育て・子育て環境の向上に資する活動を広く行い、地域全体の子育て支援の充実と次世代育成に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成24年1月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人かのん福祉園

イ 代表者の氏名 林 洋 介

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市別所町佐土3丁目58番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、保育を必要とする子供とその保護者及び地域の人々に対して、保育所の運営をはじめ、子育てに関する相談支援事業及び必要なサービスを総合的に提供し、女性の社会進出及び子供の健全育成の支援に関する事業を行い、男女共同参画社会の形成及び子供の健全育成に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成24年1月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人アンビシャスコーポレーション

イ 代表者の氏名 山 本 哲 司

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市庄田34番地10

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、多世代間文化交流により、青少年の互助精神、道徳心、コミュニケーション能力をはぐくみ、地域社会での男女の対等な関係作り、高齢者等の社会的弱者への情報提供などの支援を行い、健全で安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成24年2月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成24年1月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人西宮障害者雇用支援センター協会

イ 代表者の氏名 寺 下 篤 史

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市青木町11-35

エ 定款に記載された目的

本会は、障害をもった人達に対して、一日も早く自立して、一般社会に参加ができるよう助言又は支援・協力を行い、もって社会教育、健全なるまちづくり、環境の保全等の公益の増進に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成24年1月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人地域支援と高齢・障害の垣根を越えた社会保障を考える会

イ 代表者の氏名 朝 尾 浩 康

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市西区枝吉86-1

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者が住み慣れた居宅及び地域で自立した生活をいつまでも送れるように、生活支援事業及び就労・自立支援を含めた社会参画支援事業を行う。また、地域福祉向上に関する調査・研究や啓蒙啓発活動、ボランティアの育成なども行う。これにより、高齢者及び障害者の日常生活を包括的にサポートし、高齢者・障害者の自立と生きる目的作りを支えると共に、高齢者・障害者福祉の向上及び地域生活の活性化に寄与することを目的とする。

3(1) 申請受付年月日 平成24年1月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人フレンズ・オブ・マイクロネシア

イ 代表者の氏名 小 森 宰 平

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区一王山町2-3

エ 定款に記載された目的

この法人は、マイクロネシア住民及び日本人に対して、健康と食生活に関する調査・研究・普及及びマイクロネシアでの健康教育支援に関する事業を行うとともに、日本でのマイクロネシア食材普及事業を行い、マイクロネシア住民への国際協力を通じて一人一人が真の国際理解に通じる市民社会づくりに寄与することを目的とする。

4(1) 申請受付年月日 平成24年1月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ほほえみ

イ 代表者の氏名 山 崎 敦 子

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市東難波町2-6-15 第一梅香苑

エ 定款に記載された目的

この法人は、難病患者及び身体・知的障害で苦境にある者に対し、社会的自立を支援するとともに、多くの難病患者や身体・知的障害者とその家族に憩いの場と情報交換の場を提供し、QOLの改善と向上を図り、住民と共に地域社会の発展及び住民福祉に寄与することを目的とする。

5(1) 申請受付年月日 平成24年1月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人おりーむ21

イ 代表者の氏名 岡 田 昌 三

ウ 主たる事務所の所在地 明石市別所町16番33号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者及び高齢者の社会参加と福祉の増進及び子育て家庭の孤立や不安解消を図るため、住民参加と助け合いの精神のもとに、地域に根ざした福祉サービスを提供し、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会作りと社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。